

伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案） のパブリックコメントの実施について

1 条例改正の趣旨

「伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例」（平成7年制定）は、市、市民、事業者が連携して廃棄物の発生抑制や再利用を促進し、ポイ捨て等の防止を推進することで、資源の効果的な循環、生活環境と公衆衛生の向上を目指し、市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

このたび、近年課題となっている廃棄物の持ち去りを抑制するための規定の追加や、現状に即した一般廃棄物処理手数料とするため、条例の一部改正を行います。

今回の一部改正に先立ち、パブリックコメント手続きにより、ご意見を募集します。

2 条例改正の背景

(1) 廃棄物の持ち去りの抑制

不燃物や資源物として出される金属ごみ等の持ち去りが多く確認されており、職員にてパトロールを行っていますが、本条例に規定がないことが行為を抑制する上で課題となっています。

(2) 愛玩動物死体処理手数料の見直し

愛玩動物の死体処理手数料は、平成27年度に1体あたり5,400円に見直して以降、据え置いています。

近年、燃料費等の高騰により、委託事業者の処理原価が上昇し、受益者負担の適正化の観点から手数料の見直しが課題となっています。

(3) し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除

秦野市伊勢原市環境衛生組合がごみ処理手数料を改定することに合わせ、条例で定める事業系の一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関する処理手数料も見直す必要が生じましたが、既に本市では手数料に係る業務を行っておらず、手数料を定める必要がないため削除することとしました。

3 一部改正案の概要

(1) 持ち去り行為の禁止規定を新設

- ・市又は市長が指定する者以外の者がごみ集積所から一般廃棄物（ごみ・資源）を持ち去る行為を禁止し、違反者に禁止命令を出します。
- ・命令に違反した場合は、20万円以下の罰金に処する規定を設けます。

(2) 愛玩動物死体処理手数料を改定(条例第31条関係 別表第1)

- ・処理手数料を1体あたり6,380円に改定します。

種別	取扱区分	現行	改正案
動物の死体	愛玩動物を処理するとき。	1体につき 5,400円	1体につき 6,380円

(3) し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除(条例第31条関係 別表第1)

- ・事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関する手数料について、当該業務を行っていないため、別表から削除します。

種別	取扱区分	現行	改正案
し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物	排出量が常時1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上のものを市が収集、運搬及び処分するとき。	1キログラムにつき42円	削除

4 施行時期（予定）

- (1) 持ち去り行為の禁止規定 : 令和7年1月
- (2) 愛玩動物死体処理手数料の改定 : 令和6年10月
- (3) し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除 : 令和7年4月

5 パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間及び意見提出方法

【意見募集時期】

令和5年12月1日（金）～12月30日（土）

【意見提出方法】

住所・氏名・電話番号・意見を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 郵送、ファクシミリ、電子メール、又は電子申請で提出
（※郵送の場合は、当日の消印有効）
- ・ 市窓口へ直接提出

(2) 周知方法及び閲覧場所

- ・ 12月1日号「広報いせはら」に掲載
- ・ 暮らし安心メール等でお知らせ
- ・ 市ホームページに改正内容等を掲載
- ・ 清掃リサイクル課窓口、市役所1階ロビー、図書館、いせはら市民活動サポートセンター、市内各公民館で改正内容等の閲覧

(3) 送付先・問い合わせ先

〒259-1138 伊勢原市神戸378番地 伊勢原市環境美化センター
伊勢原市経済環境部清掃リサイクル課
電話 : 0463-94-7502 (直通)
ファクシミリ : 0463-92-4717
メール : bika-c@isehara-city.jp

6 今後の予定

- ・ パブリックコメントの集約・考え方の公表（令和6年2月）
- ・ 市議会に議案提出（令和6年6月）